

事務センターだより

第92号
H24.1.6
亀山市学校事務センター

新年おめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひします。
今年は辰年です。辰は、伝説や物語のなかに登場し、馴染みの生き物です。
現実に存在するのかどうかは謎ですが、人々の願いをかなえてくれそうな辰の力
で、いいことがたくさんあるといいですね。お身体をご自愛ください。



出勤簿の基準日は1月1日・・・

出勤簿が新しくなりました。休暇簿も1月から始めますので、1月1日以降の休暇は新しい用紙にご記入ください。

年休の繰越

正規職員の年休は毎年、1月1日にその年の分として、20日与えられます。
前年末に残りがあれば、繰越分として翌年に使用できます。ただし、繰越は最大20日ですので、それ以上の残日時数があっても、消滅します。

(留意点) 年休の繰越ができる方は、前年中に全勤務日の8割以上出勤した方に限られます。

- ※ 全勤務日とは、年の全日数から週休日、休日を除いた数。
- ※ 「出勤」には、出張・研修・公務災害休暇・産前産後休暇・年休・育休・介護休暇は含まれるが、産休以外の特別休暇は含まれません。



(事務クイズ)

年休の繰り越しが20日ある職員が、平成23年12月末までに、年休を25日3時間45分取りました。
24年は何日、繰り越しがありますか？

(答)

20日(22年の繰り越し分) + 20日(23年分) - 25日3時間45分 = 14日4時間

通勤手当 非課税限度額が改正されました H24.1より



平成24年1月以降より、通勤手当の非課税限度額が改正されました。
15km以上の自家用車にかかる通勤手当については、公共交通機関
で通勤したと仮定した場合の運賃等相当額まで非課税になっており
ましたが、平成23年度税制改正により平成24年1月以降に支給され
る通勤手当からこの措置が廃止されます。

法定非課税限度額	
15k～25k	11,300
25k～35k	16,100
35k～45k	20,900
45k～	24,500



本年も、学校事務センターに、ご理解、ご協力、
よろしくお願いいたします。

